

誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して
人権学習シリーズ⑧

◆◆◆ ハンセン病と人権 ◆◆◆

ハンセン病は、らい菌に感染することで起こる病気です。らい菌は、感染力が非常に弱く、感染しても発病することはまれです。現在では治療法が確立され、早期に発見し適切な治療を行えば完治する病気となりました。

しかし、発症すると体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。また約20年前まで「らい予防法」によって、患者を強制的に療養所へ隔離しそれまで住んでいた家を徹底的に消毒したことから、ハンセン病は恐ろしい病気と考えられ、患者やその家族は、いわれのない偏見や差別を受けてきました。

療養所へ入った後も、ハンセン病患者は実名を名乗ることも家族と一緒に暮らすこともできない、結婚しても子どもを産むことが許されず、一生療養所から出て暮らすことができない、亡くなった後も故郷の墓に埋葬してもらえないという辛い生活を長い間強いられてきました。これは重大な人権侵害です。

1996年に「らい予防法」が廃止され、患者の強制収容がなくなった現在でも、完治したにもかかわらず、療養所にとどまる人は少なくありません。それは、ハンセン病に対する偏見や差別が今も根強く残っていることで、社会復帰が難しい状況になっているからです。

ハンセン病の患者、回復者、その家族の方の人権が尊重される社会にしていくためには、私たち一人ひとりがハンセン病について正しく理解することが重要です。

毎年1月の最終日曜日は「世界ハンセン病の日」です！